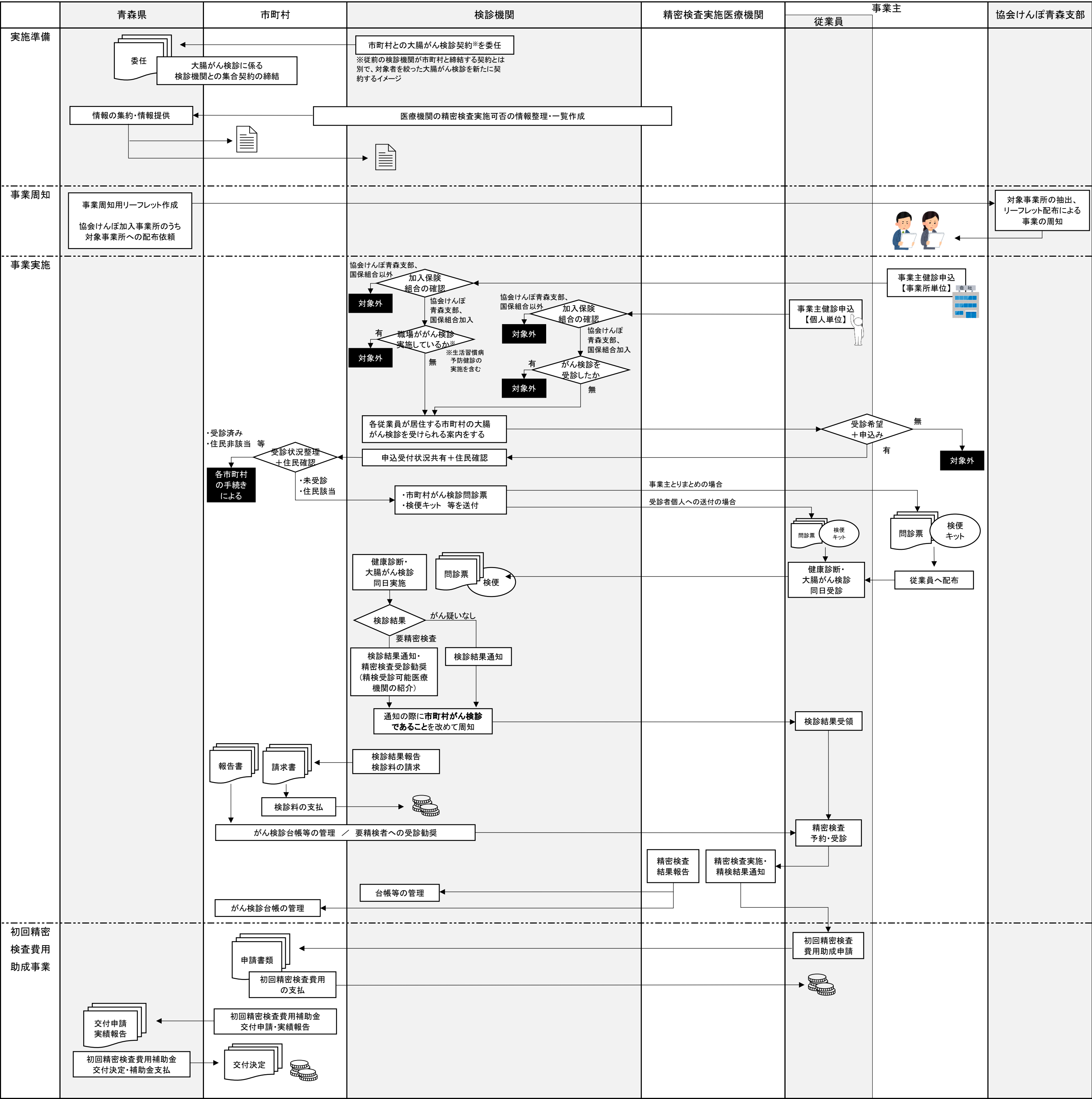


大腸がん検診の職域・市町村連携モデルにおける流れ及び役割分担（案）【R7.7.25現在】



◎： 集合契約による固有の役割

機関		
1 青森県	◎ ◎	1 検診機関からの委任を受けて、市町村と検診機関の集合契約を締結 2 事業周知用のリーフレット作成 3 医療機関における精密検査実施可否の情報集約及び情報提供 4 全体調整(実施要領、標準様式の作成等を含む)
2 市町村	◎	1 検診機関からの委任を受けた県と、大腸がん検診の集合契約を締結 2 医療機関における精密検査実施可否の情報整理(精検受診勧奨のため) 3 検診機関からの住民確認(かつ申込受付状況の共有) 4 検診機関から検診結果報告を受領 → がん検診台帳の整理 5 検診機関から検診料(委託料)請求書を受領 → 支払い 6 要精検者への受診勧奨 7 精密検査実施医療機関から精検結果を受領 → がん検診台帳の整理
3 検診機関	◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	1 市町村との大腸がん検診契約を県に委任 2 医療機関における精密検査実施可否の情報整理(精検受診勧奨のため) 3 事業所単位の健診申込時に加入保険組合及び職場が大腸がん検診を実施していないか確認 個人単位の健診申込時に加入保険組合及び大腸がん検診を受診していないか確認 4 協会けんぽ青森支部加入事業所で、かつ職場ががん検診未実施の場合に各従業員が居住する市町村の大腸がん検診を受けられる案内をする 5 市町村へがん検診受診申込受付状況の共有及び住民確認依頼 6 事業主健診と大腸がん検診を同日受診希望者(または事業所)に「市町村がん検診問診票」等送付 7 結果通知に際して市町村のがん検診であることを再度周知 8 要精検者に対して精密検査の受診勧奨を実施(精検受診可能医療機関の紹介) 9 検診結果を市町村に報告し、検診料の請求をする 10 精密検査結果について確認(医療機関から報告を受ける)←個人の同意不要
4 精密検査実施 医療機関		1 精検結果を市町村及び検診機関へ報告
5 事業主	◎ ◎	1 「市町村がん検診問診票」「検便キット」「同意書」の従業員への配布 2 検診結果受領後、要精検者に対して精密検査の受診勧奨を実施(同意有無による)
6 協会けんぽ	◎ ◎	1 対象となる事業所の抽出 協会けんぽ加入事業所において、生活習慣病予防健診(事業主健診＋胃・肺・大腸がん検診)を実施する事業所は対象外とする。協会けんぽ青森支部に加入する事業所約20,000に対し、がん検診未実施は約8,000 2 対象となる事業所への事業周知